





# 学校の建設



市民のくらしと行財政II  
真の「市民サービス」を求めて

第6回

ながら、現在の補助（負担）制度をもう少し考えていきたいと思います。

学校を新設する場合には、用地取得、校舎建築、備品購入、植樹、運動場の整備など多くの費用が必要となります。しかし国の補助は対象となるだけで、十億円余りを要した用地取得費のうち補助金は八千六百万円しか受けていません。また約五千万円を必要とするすべり台や鉄棒その他の備品購入費はほとんどの市に負担になるほか、植樹など環境整備費はすべて市の負担となります。このように当然必要な費用であるにもかかわらず補助の対象にならないものを対象差による超過負担といいます。（表1をごらんください）

次に、体育館建築の国補助額は一平方メートル当り九万一千四百円となっていますが、実際に要した建築単価は一平方メートル当たり十二万三千九十八円で、従つてその差三万一千六百九十八円の二分の一に面積を乗じた一千百四十九万円が単価差による超過負担となります。（図1をごらんください）

また、補助の対象となる建物の面積について、国は学級数に応じて必要基準面積を示していますが、国この基準で建物を設計すると学校現場で必要とするだけの教室や部屋ができません。そのため本市に限らず近隣各市も基準面積を十分に確保するむずかしさなど多くの問題があります。したがって、市民のみなさんご理解、ご協力がなければ事業は進めていくことができません。

このようにして建設された貴重な財産だけに、学校はそこに子どもだけでなく、地域のかたがたの施設でもあるわけです。

そのため、学校教育活動はもちろんのこと、社会教育活動、地域住民活動など、地域のみなさんが学校に集い、自主的・創造的な活動を開催していくたくさんの生涯教育のため、学校教育活動はもちろんです。そのため、学校教育活動はもちろんです。

通園区域 (通園区域の一部を調整することができます)	
幼稚園	申込み受付指定日 (午後2時～4時)
精道幼稚園	1月18日(水)
宮幼稚園	1月17日(火)
山幼稚園	1月18日(水)
小幼稚園	1月17日(火)
朝日ヶ丘幼稚園	1月19日(木)
西幼稚園	1月19日(木)
伊勢幼稚園	1月18日(水)

## 市立幼稚園児を募集します

表1 対象差による超過負担

対象になるもの	建物 本工事 附帯工事	軸体工事(基礎、軸組、床組等) 仕上げ関係工事(屋根、天井、建具、造作等) 雑工事(校門、塀、テラス等) 給排水衛生工事 ガス・電気工事
対象にならないもの	用 地 環境整備工事(池、運動場の造成、植樹等) 学校家具・備品	(児童生徒がある一定の増加がある場合もある。 児童生徒用の机や椅子、実験机、カーテン等)

図1 単価差による超過負担

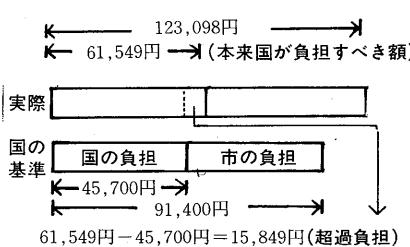


図2 面積差による超過負担

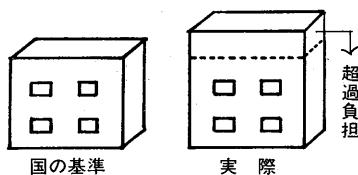


図3 仮称山手第2小学校

建設費(第1期)	16億6,600万円
用地費(造成費含む)	
建築費	
設計その他	
財源	
国庫補助	
起債	
土地開発公社(立替)	
一般財源	

▼申込み：一月中に市教育委員会  
庶務課まで。

## 建設費負担の区分と割合

### 市財政を苦しめる 超過負担

青少年の健全育成のため、教育行政は非常に重要な行政の一つになっています。現在、本市の義務教育施設は小学校五校、中学校二校で、さらに今年四月に開校する六番目の小学校の建設が三条町ですすんでいます。これらは市立高校は一校、さらには市立幼稚園八園もそれぞれ独立園舎をもっています。教育行政には、学校教育のほか公民館、体育馆、図書館などの社会教育も含まれ、これらの事務や事業に使われる財政支出を教育費と呼んでいます。そのうち、事務費や教職員の給料などの経常経費十六億円余りを除く四億三千五百万円を六番目の小学校である仮称山手第二小学校の建設、山手中学校体育馆の建設、精道小学校の改修などの投資的経費にあてています。この投資的経費の負担の区分と割合は法律で次のようになっています。

昭和五十二年度の教育費は、当初予算額で約二十一億一千円、一般会計予算の十五・二パーセントを占めています。そのうち、事務費や教職員の給料などの経常経費十六億円余りを除く四億三千五百万円を六番目の小学校である仮称山手第二小学校の建設、山手中学校体育馆の建設、精道小学校の改修などの投資的経費にあてています。この投資的経費の負担の区分と割合は法律で次のようになっています。

建设費負担の区分と割合によって、義務教育諸学校の建設費は、通常の場合、建築費の二分の一を国が負担することになります。しかしこのよう法律で定められています。これによつて、義務教育諸学校の建設費は、通常の場合、建築費の二分の一を国が負担することになります。

建设する場合、すべての建設費が國が負担することになります。しかし、法に定められた負担割合と実際に要した費用に占める割合に大

きな差が生じ、いわゆる超過負担となっています。これによつて、義務教育諸学校の建設費は、建設する場合、すべての建設費が國が負担することになります。

1月の  
力レンダー

月の

●健康センター会場  
芦屋保健所会場  
■白薙医師(9:00~17:00)

※この予定表の対象者など詳しくは右の欄を参照してください。

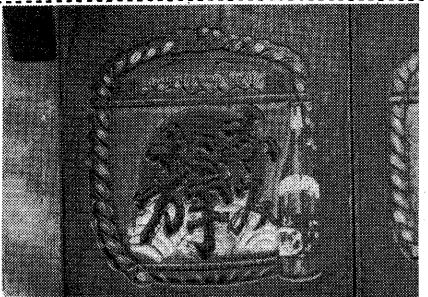
5 (木)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ○乳幼児健康相談(9:00~10:30) ○家族計画相談(9:00~10:30)	21 (土)	●結核検診(9:00~11:30) ●健康相談(10:00~11:30)
6 (金)	○一般健康相談・妊婦検査(9:00~11:00) ○療育相談(13:00~14:00)	22 (日)	■松葉医院〈内科〉翠ヶ丘町1-5 ☎ 1641
7 (土)	●結核検診(9:00~11:30) ●健康相談(10:00~11:30)	23 (月)	
8 (日)	■福原医院〈外科〉打出春日町164 ☎ 2169 ●胃の集団検診(9:00~11:30)	24 (火)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ○3才児心の検診(9:00~10:00, 13:00~14:00)
9 (月)		25 (水)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ●母親学級(13:00~16:00) ○育児教室(13:00受付) ○歯科衛生相談(14:00~15:00) ○精神衛生相談(14:00~15:00)
10 (火)	○3才児心の検診(9:00~10:00) ●胃の集団検診(9:00~11:30) ●健康相談(10:00~11:30)	26 (木)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ○3か月児検診(13:30~15:00) ○家族計画相談(13:30~15:00)
11 (水)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ●母親学級(13:00~16:00)	27 (金)	○一般健康相談・妊婦検査(9:00~11:00) ○療育相談(13:00~14:00)
12 (木)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ○3か月児検診(13:30~15:00) ○家族計画相談(13:30~15:00)	28 (土)	●結核検診(9:00~11:30) ●ツベルクリン反応注射(10:00~11:30)
13 (金)	○一般健康相談・妊婦検査(9:00~11:00) ○療育相談(13:00~14:00)	29 (日)	■本吉医院〈内科〉東芦屋町149 ☎ 5036
14 (土)	●結核検診(9:00~11:30) ●健康相談(10:00~11:30)	30 (月)	●ツ反判定とBCG接種(13:30~15:00)
15 (日)	■井崎医院〈内・外科〉公光町1-16 ☎ 2317	31 (火)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ○3才児心の検診(9:00~10:00, 13:00~14:00)
16 (月)	■筋筋医院〈内科〉岩園町7-26 ☎ 0627	2/1 (水)	●胃の集団検診(9:00~11:30)
17 (火)	○3才児心の検診(9:00~10:00) ●胃の集団検診(9:00~11:30) ●健康相談(10:00~11:30)	2/2 (木)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ○乳幼児健康相談(9:00~10:30) ○家族計画相談(9:00~10:30)
18 (水)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ●子宮がん検診(9:00~12:00) ●母親学級(13:00~16:00)	2/3 (金)	■広野医院〈外科〉浜芦屋町6-4 ☎ 1363
19 (木)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ○3才児健康診査(13:30~15:00)	2/4 (土)	
20 (金)	○一般健康相談・妊婦検査(9:00~11:00) ●預血・献血(10:00~15:00、健康センター前) ○療育相談(13:00~14:00)	2/5 (日)	
		2/6 (月)	
		2/7 (火)	●胃の集団検診(9:00~11:30) ●健康相談(10:00~11:30) ○3才児心の検診(9:00~10:00)

■奥池地区は1月に限り第2  
4水曜日に収集します。

■金曜日収集の町  
平田 竹園 大東 西山 東山 六麓荘 三条 南宮 浜芦屋 岩園 朝日ヶ丘  
■木曜日収集の町  
平田北 松ノ内 翠ヶ丘 宮川 楠 打出小槌 上宮川 清水 葉平 月若 親王塚 大原 前田  
三條南 桂川 打出春日 茶屋之 西芦屋 津知 大樹 若宮 前田 船戸

## 燃えるゴミ・燃えないゴミの収集

ゴミになるものは買わない、  
買つたものは使い捨ての時  
限がある資源を大切に、  
これこそ、限りある資源を大切に  
使うことです。文化のバロメー  
タです。



清酒「なみ静」商標(宣伝用看板)



## 秘話さんぽ

江戸時代の芦屋には、六甲の急勾配を利用した芦屋川のあちらこちらに水車が多くありました。精米や油絞りがさかんに行なわれていた。この帯は一名「水車谷」と呼ばれ、ここで精米された米は西宮の酒米として多く使われていたことが「市史」にも記されている。時は流れ、大正の初め、この水車でついた米を自らの力で酒に変えてみようという人が現れた。その人は12代目の猿丸吉左衛門さん。氏は今津に酒造会社を建て、「なみ静(しばか)」という辛口の清酒を3石あまり、およそ10年間にわたり製造。西宮の港から海路で東京方面へ出していました。

今まで、芦屋には酒造りの歴史がないといつのが定説であったのだが、この「なみ静」、大正12年の関東大震災で取引き先の東京の高屋が焼失し、また「禁酒運動」の盛りあがりなどを考へ、震災後は製造しなくなってしまった。今となってはまさに「幻の清酒」となってしまったのである。

芦屋で造られた幻の清酒「なみ静」



## 健康センター事業

●胃の集団検診・予約申込制、受診券発行。  
希望者は、前夜食後2時間後のものを持参ください。  
●子宮がん検診：予約申込制350円。  
受診券発行。市内指定医院で受診。

30才以上対象。  
●乳がん検診：市内指定医院で受付・受診。満30才以上対象。200円。  
●結核検診：希望者は血压測定。  
尿検査も実施。無料。

●ツ反とBCG：母子健康手帳持参。  
●ツ反とBCG：母子健康手帳持参。  
●育児教室：虫歯予防の指導。  
●家庭計画相談：受胎調節の相談。

3才誕生日前後の火曜日に来所。

母子健康手帳を持参。

●精神衛生相談：専門医によるノイローゼ等の相談。電話予約。

●歯科衛生相談：歯ブラシ、コップ持参。

3才誕生日前後の火曜日に来所。

母子健康手帳を持参。

●預血・献血：満16才~64才の希望者は、献血券を受取れます。

●健診相談：無料。

かたは受けられません。

